

『〈教育と社会〉研究』23号掲載論文に関するお詫びと訂正

2013年8月刊行の『〈教育と社会〉研究』23号に掲載いたしました下記の論文におきまして、5か所の誤植が判明いたしましたので、以下のように訂正させていただきます。

山本宏樹(2013)「いじめに対する懲戒的学校教育実践の理念とその批判：ヘルバルト・伝統的教育・ゼロトレランス」一橋大学〈教育と社会〉研究会〔編〕『〈教育と社会〉研究』第23号、pp.13-27。

<誤植>

■15頁31行目

誤：見逃されてはならない対話派の主張は～

正：見逃されてはならない。対話派の主張は～

■16頁・23頁

誤：いじめ対策促進法

正：いじめ防止対策推進法

■22頁21行目

誤：本類型は後述の第二類型の～

正：第一類型は第二類型の～

■23頁42行目

誤：出席停止処分は訓育的指導の一環として、かれらは～

正：出席停止処分は訓育的指導の一環としてみなされている。かれらは～

■23頁66行目

誤：理念的志向性はほとんどみられないかつてヘルバルトが～

正：理念的志向性はほとんどみられない。かつてヘルバルトが～

■英語版目次

誤：herbart

正：Herbart

(『〈教育と社会〉研究』23号編集委員会)